

No.5

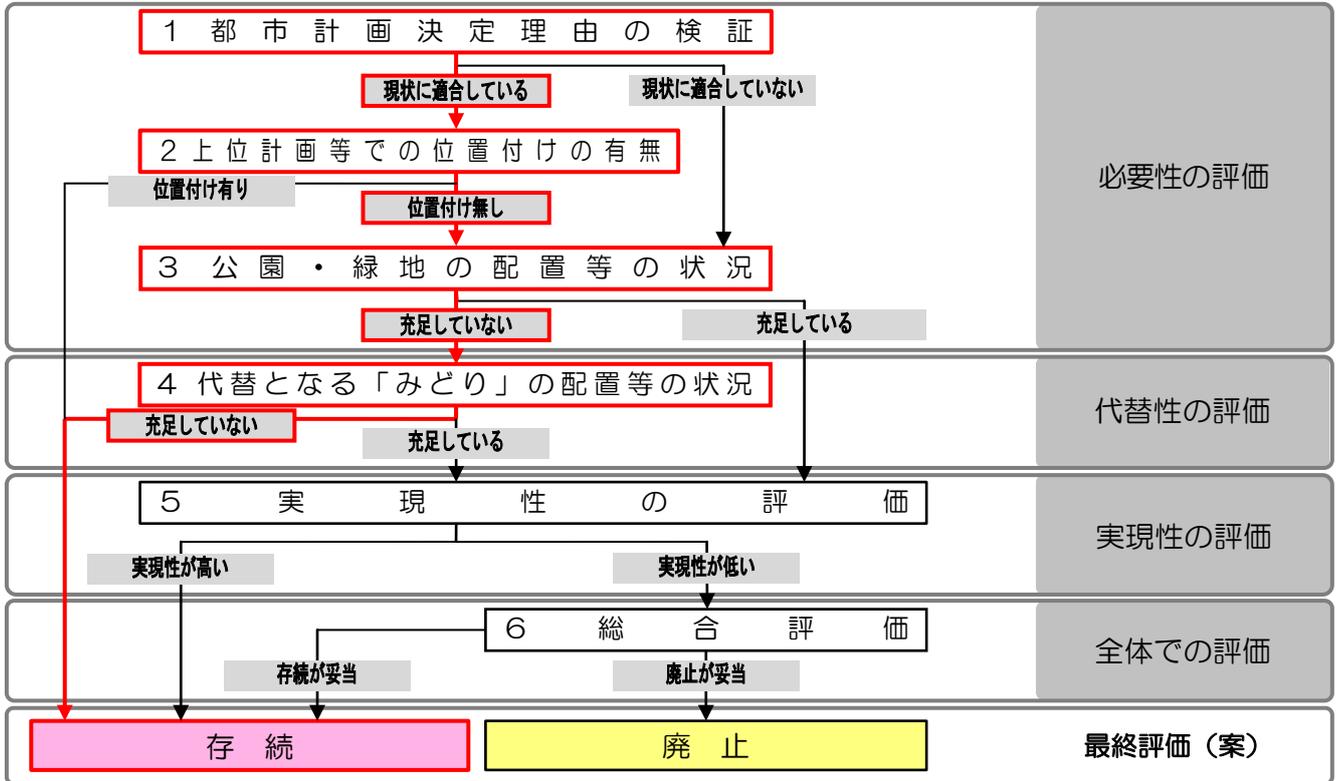
公園・緑地の評価調書

5・5・125 岡崎公園

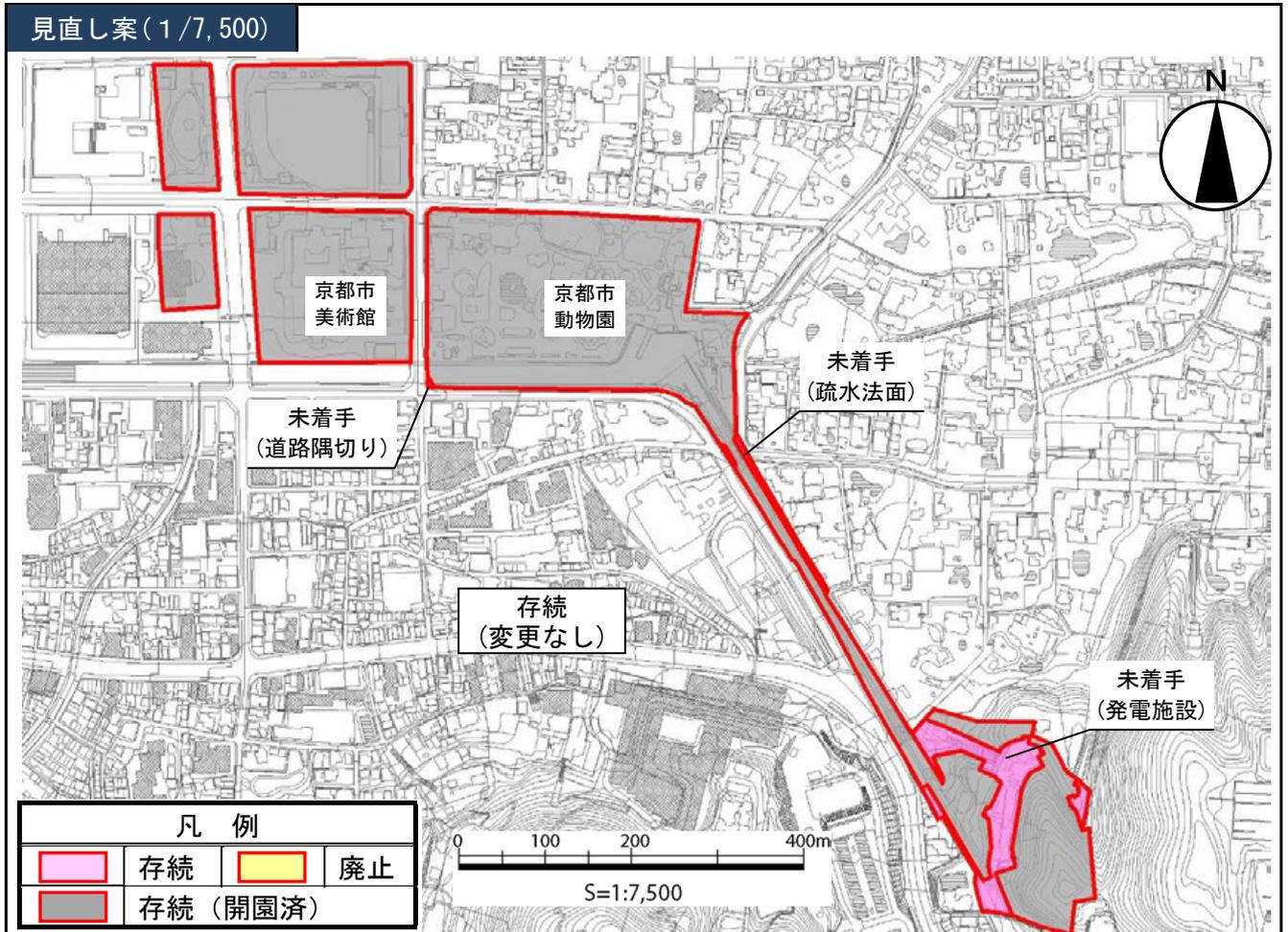
(平成25年1月21日)

岡崎公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は5岡崎-2頁の「2見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（近代の技術思想を伝える琵琶湖疏水の施設とのふれ合いの場の提供、散策空間のネットワーク化及び都市のオープンスペースとしての機能の強化を図る）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として総合公園は充足していない。
		<公園・緑地の面積> 市民一人当たり総合公園面積=0.18 m ² /人≦1.5 m ² /人（都市計画区域における総合公園の充足判断基準値） ※総合公園面積：26.4ha÷都市計画区域人口：1,465千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足していない	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として総合公園見合いの施設は充足していない。
		<「みどり」の面積> 市民一人当たり総合公園見合い施設面積=0.61 m ² /人≦1.5 m ² /人（都市計画区域における総合公園の充足判断基準値） ※総合公園見合い施設面積：89.7ha÷都市計画区域人口：1,465千人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 疏水施設であることから、公園としての整備の可能性は極めて低い。 買収対象となる建築物はないが、疏水施設であることから、実現性は低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	疏水施設は産業遺産であることから、引き続き公園として保全していく必要がある。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） （15.0ha⇒15.0ha）
評価内容	大部分が開園済であるが、代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域は産業遺産である疏水施設であることから、引き続き保全を図るため存続とする。

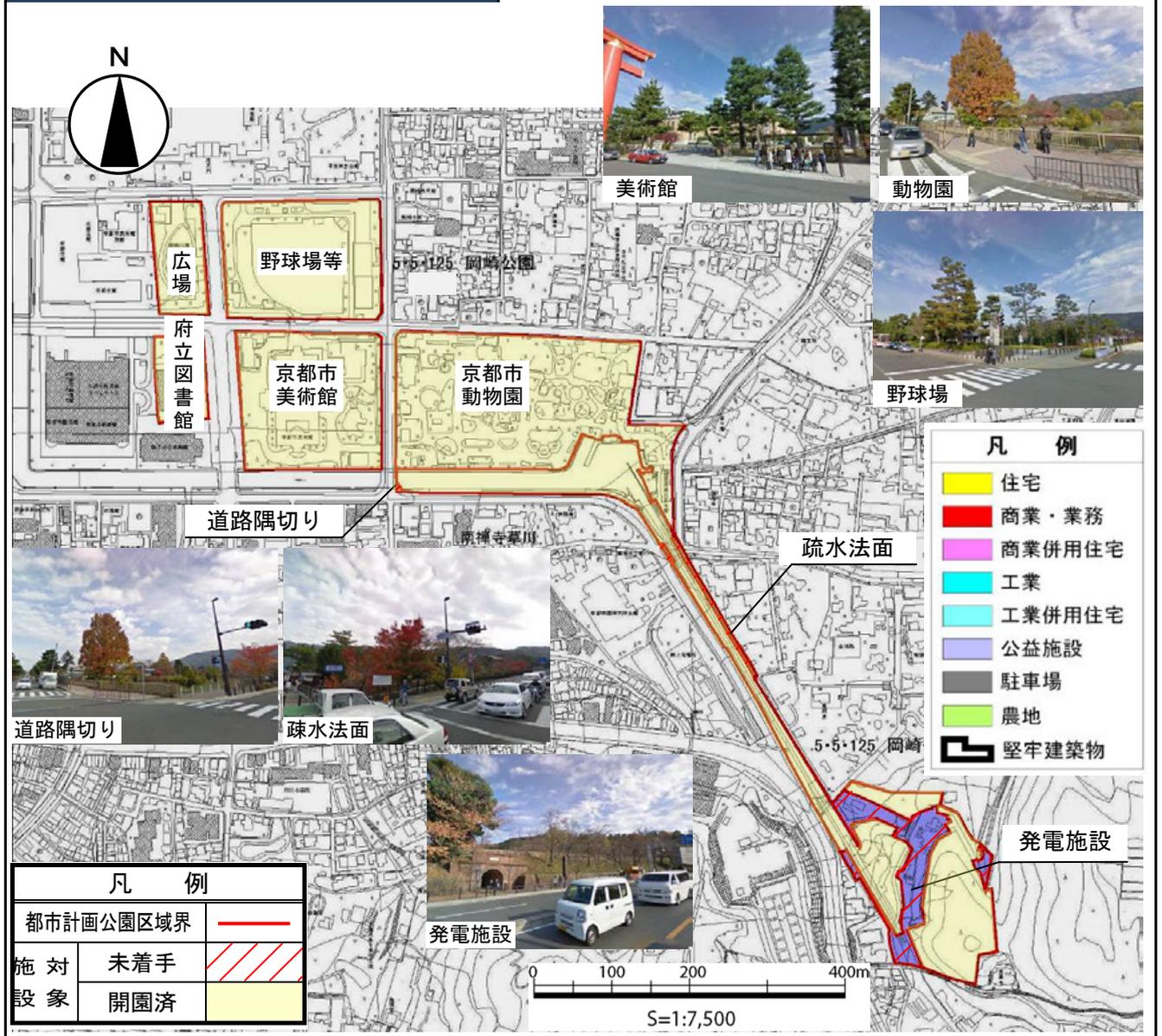
3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	岡崎公園（おかざきこうえん）	都市計画番号	5.5.125
公園位置	左京区岡崎最勝寺町他	公園種別	総合公園
都市計画決定告示（当初）	昭和35年3月19日	区域面積（当初）	10.27ha
事業認可	昭和35年3月19日（3.06ha）	経過年数（平成24年3月31日基準）	52年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：計画しようとする地区は平安神宮、公会堂及び国際文化観光会館建設予定地と近接し、現在既に動物園、運動場等公園としての実態を有する敷地である。立地条件の良い本地域を公園として整備充実するため本地区を都市計画公園として決定しようとするものである。</p> <p>最終変更理由：今回、公園区域の一部拡張を図ることにより、近代の技術思想を伝える琵琶湖疏水の施設とのふれ合いの場の提供、散策空間のネットワーク化及び都市のオープンスペースとしての機能の強化を図るものである。</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和63年4月8日	区域面積（最終）	15.0ha
都市計画変更の内容	区域の変更（拡大）	用途地域（容積率）	第二種住居地域他（200%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」（安全面積4.50ha）に位置付け		
位置図（1/25,000）			

開園状況	大部分で開園済	公園設置年月日	明治37年7月8日
現在の開園面積	13.9ha	未着手面積	1.1ha(未着手率:7.3%)
整備の経過と現在の状況	明治37年:内国勸業博覧会跡地に公園として開園 昭和35年:都市計画決定(10.3ha 動物園の区域を含む) 昭和63年:都市計画変更(15.0ha インクライン, 水力発電所の導水管等の 疏水施設を含む一帯を区域に追加) 平成6年:グラウンド地下に駐車場開設 施設の現況:動物園,美術館,図書館,野球場,テニスコート,広場,疏水等		
未着手部分の土地利用	発電施設等		
樹林地等の有無	産業遺産である琵琶湖疏水がある。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特にない。		

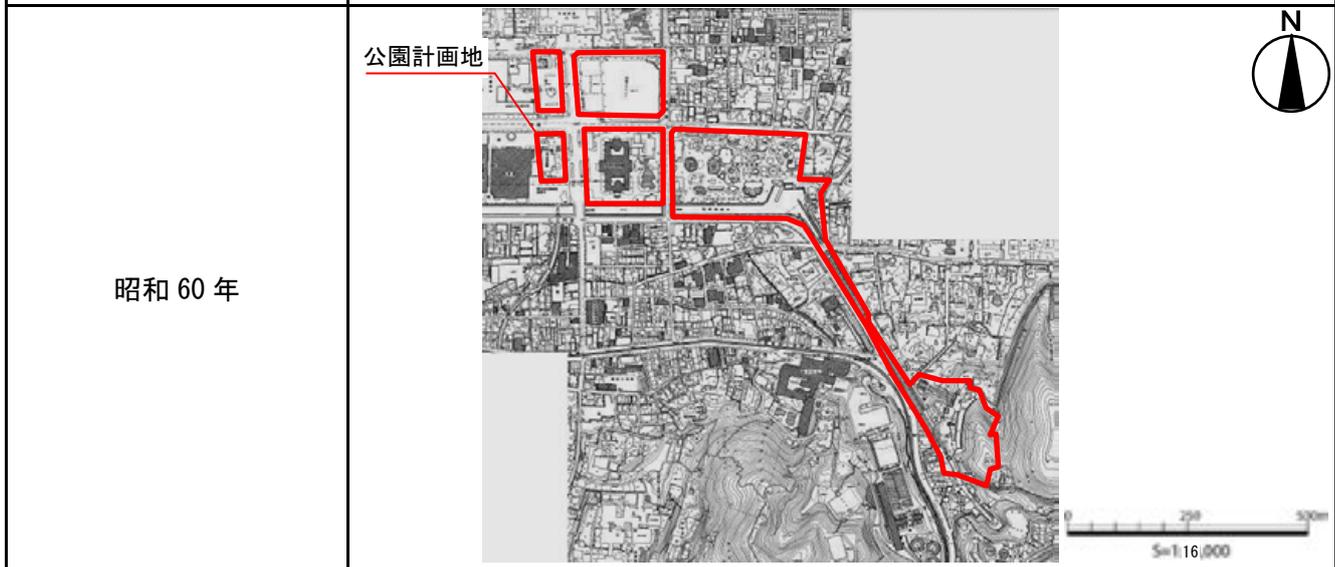
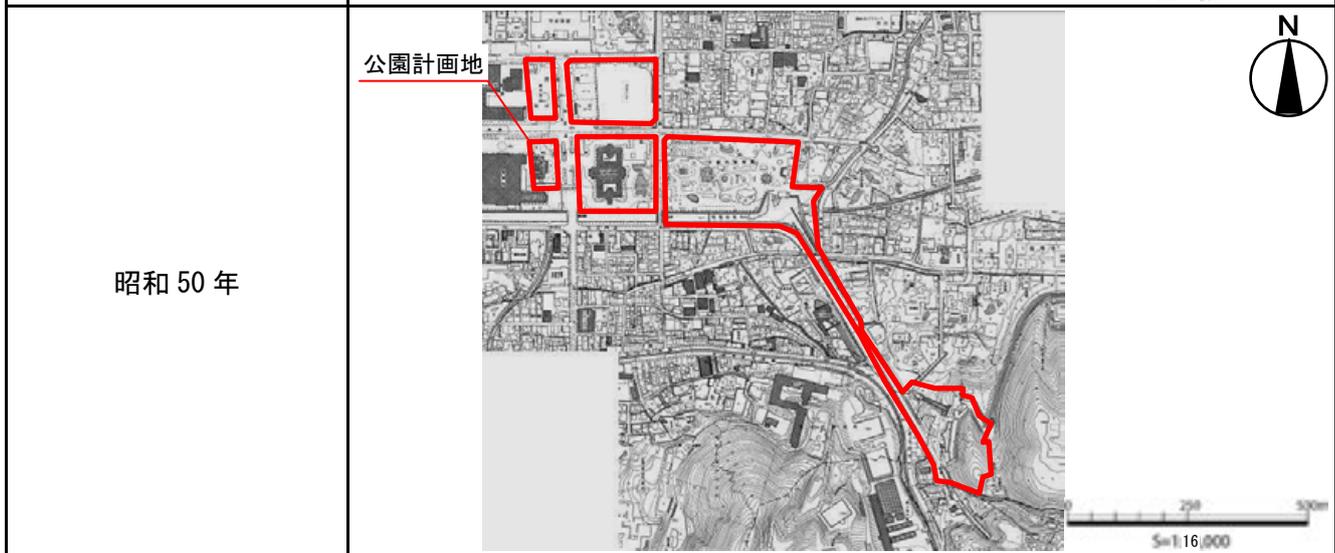
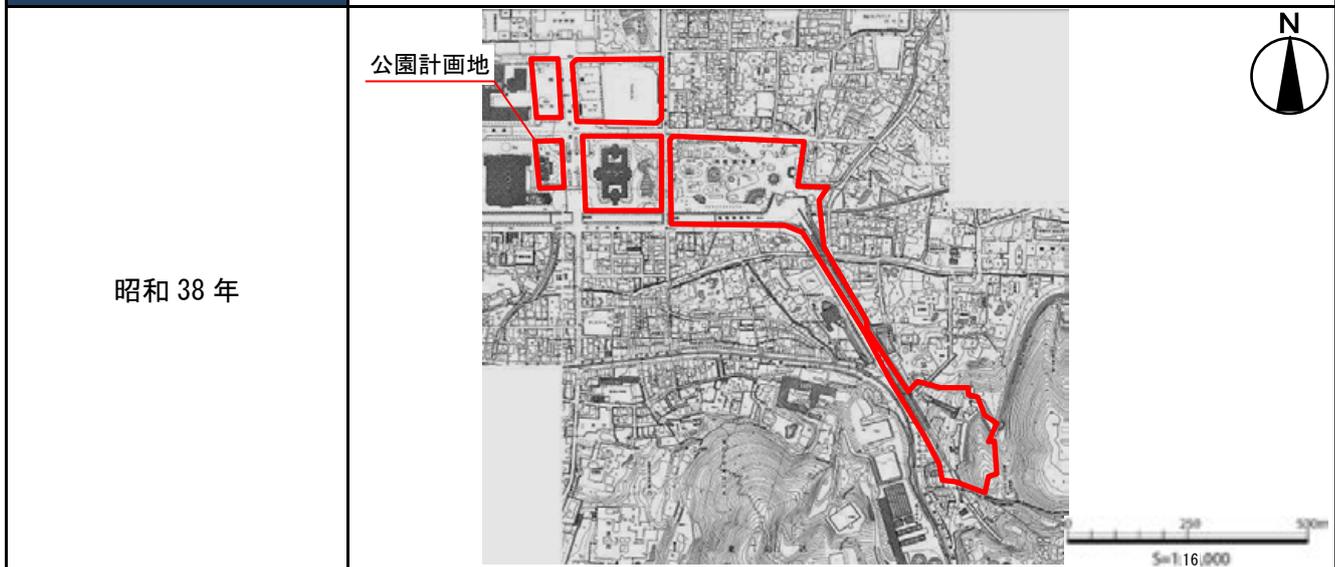
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

都市計画公園区域と未着手区域(1/7,500)



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、既に公園は開園済であり、公園の周辺地域も市街地が形成されている。

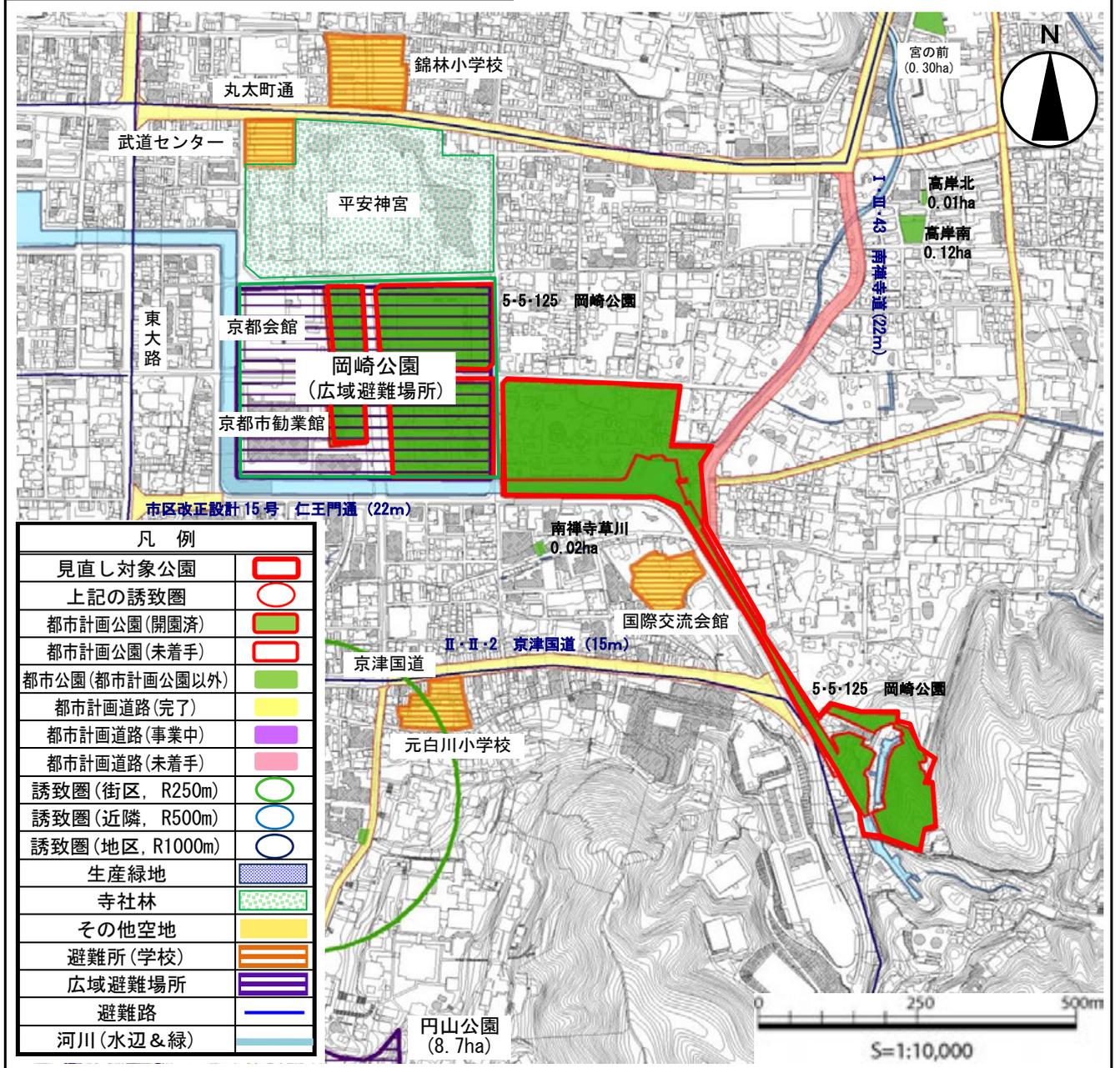
市街化の変遷図 1/16,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	・円山公園(風致公園, 8.7ha)
	その他の緑地	—
	その他の空地	・平安神宮

避難施設等の分布状況	広域避難場所	岡崎公園, 円山公園
	避難所	国際交流会館, 元白川小学校, 武道センター等
	避難路	京津国道(15m), 丸太町通(22m), 東大路(22m)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/10,000) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.6

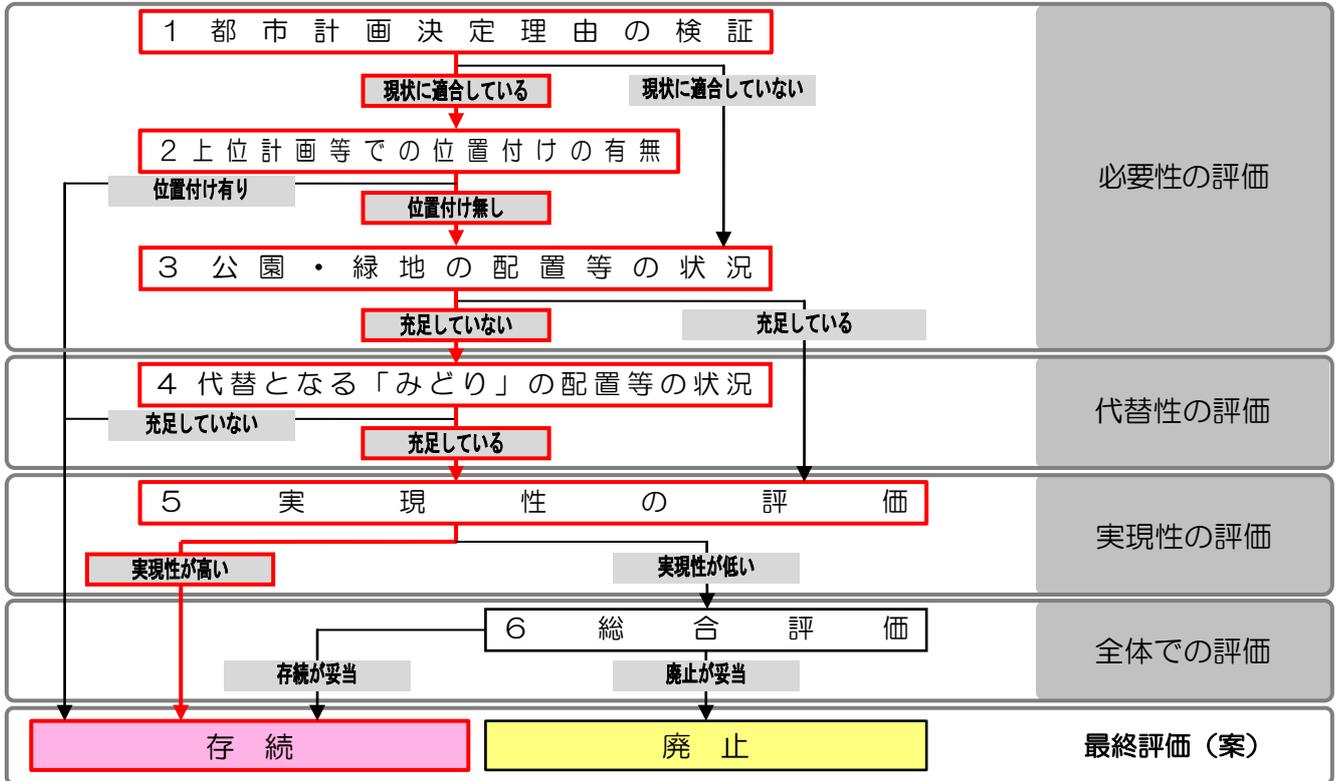
公園・緑地の評価調書

204 塔ノ森公園

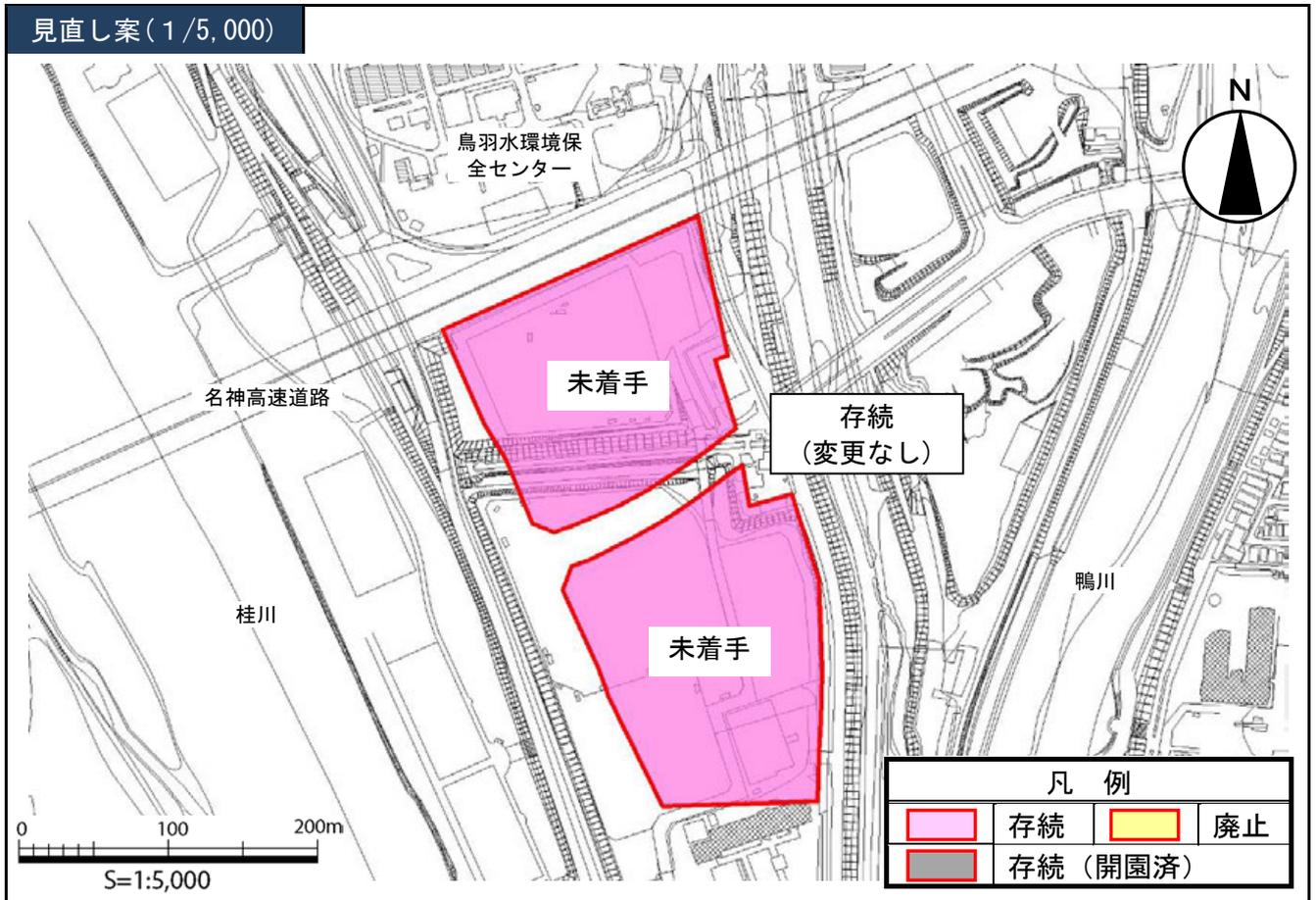
(平成25年1月21日)

塔ノ森公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は6塔ノ森-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（京都市南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが北部に比して都市施設面で立ち遅れをみせているため、都市計画公園を決定）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 鳥羽離宮跡公園及び東向公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の地区公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、地区公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝23.9 m ² /人≧5 m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：22.57ha（近隣公園 3.8ha、緑地 18.77ha）÷誘致圏の人口：9,428人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 計画区域は全て未着手であるが大部分がグラウンド、運動場として地元開放されている。誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・塔ノ森グラウンド（レクリエーション、防災） ・桂川・鴨川（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災） ・西高瀬川（環境保全、景観形成、防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝109.8 m ² /人≧5 m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：103.53ha（上記公園・緑地、塔ノ森グラウンド 4.82ha、桂川 46.70ha、鴨川 20.78ha、西高瀬川 8.66ha）÷誘致圏の人口：9,428人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物や土地はない。
		<関連事業の状況> 計画区域に隣接する（都）羽束師墨染線、（都）吉祥院上鳥羽線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。上鳥羽南部地区土地区画整理事業は見直し対象である。
		<早期に整備効果が見込めるか> 用地買収を伴わないため、着手すれば早期に整備効果が見込める。 未着手区域はグラウンド（市有地）であり用地買収は無く、移転対象となる建築物もないことから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域が、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路（（都）羽束師墨染線、（都）吉祥院上鳥羽線）に接道しており、防災上の観点から、存続が妥当である。

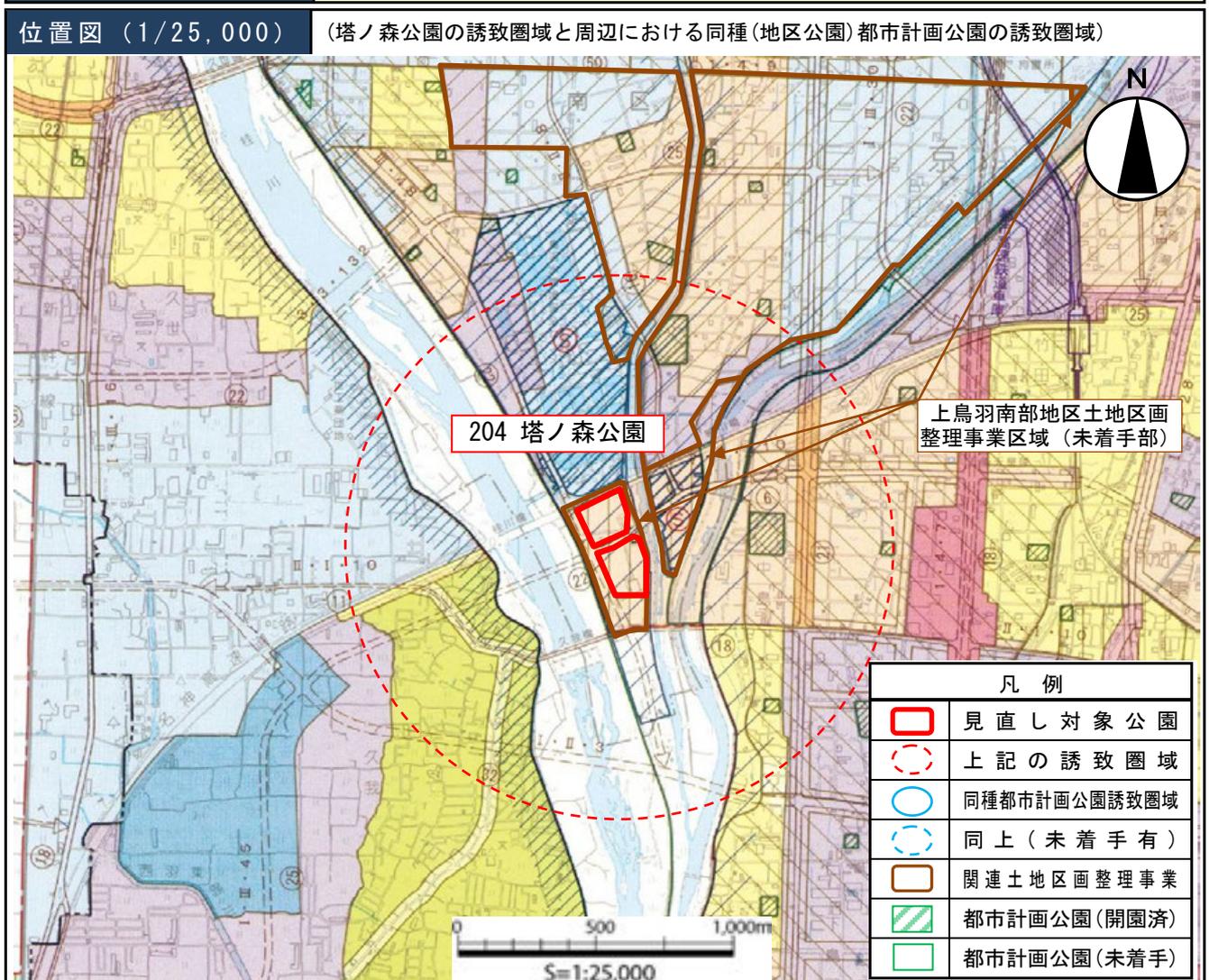
※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） (5.4ha⇒5.4ha)
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物もないこと、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路に接道していることから存続とする。

3. 公園の概要

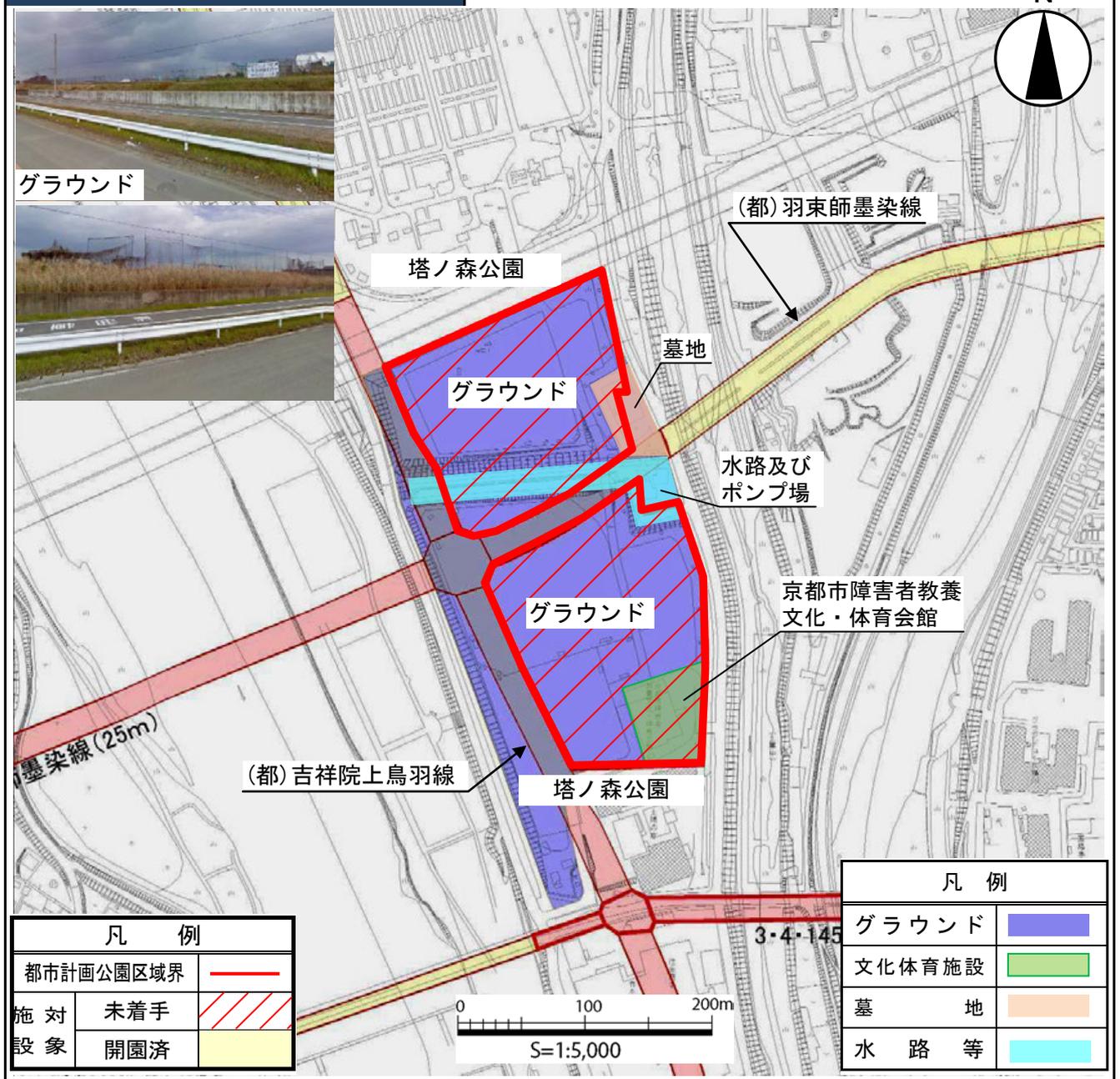
公園名称（ふりがな）	塔ノ森公園（とうのもりこうえん）	都市計画番号	204
公園位置	南区上鳥羽塔ノ森上河原	公園種別	地区公園
都市計画決定告示（当初）	昭和49年3月1日	区域面積（当初）	5.4ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	38年
都市計画決定理由等	京都市南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが北部に比して都市施設面で立ち遅れをみせている。今回根幹的都市施設の内公園計画として、第203号竹田公園は区画整理事業の中で、又第204号塔ノ森公園、第205号横大路公園は清掃埋立事業跡地を都市計画公園として決定するものである。		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	5.4ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	第二種住居地域（200%）
都市計画施設等	（都）羽東師墨染線（未着手）、（都）吉祥院上鳥羽線（未着手）と隣接上鳥羽南部地区土地区画整理事業区域内（未着手部）		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



開園状況	全域未着手	公園設置年月日	—
現在の開園面積	0ha	未着手面積	5.4ha(未着手率:100%)
整備の経過と現在の状況	都市公園として開園はされていないが、大部分がグラウンドとして地元開放されている。 施設の現況：グラウンド（公園施設ではない）		
未着手部分の土地利用	地域住民に開放されたグラウンドであり、市有地である。		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	全域が市有地であり、建築制限を受ける私有地はない。		

都市計画決定と開園部の整合状況	—
-----------------	---

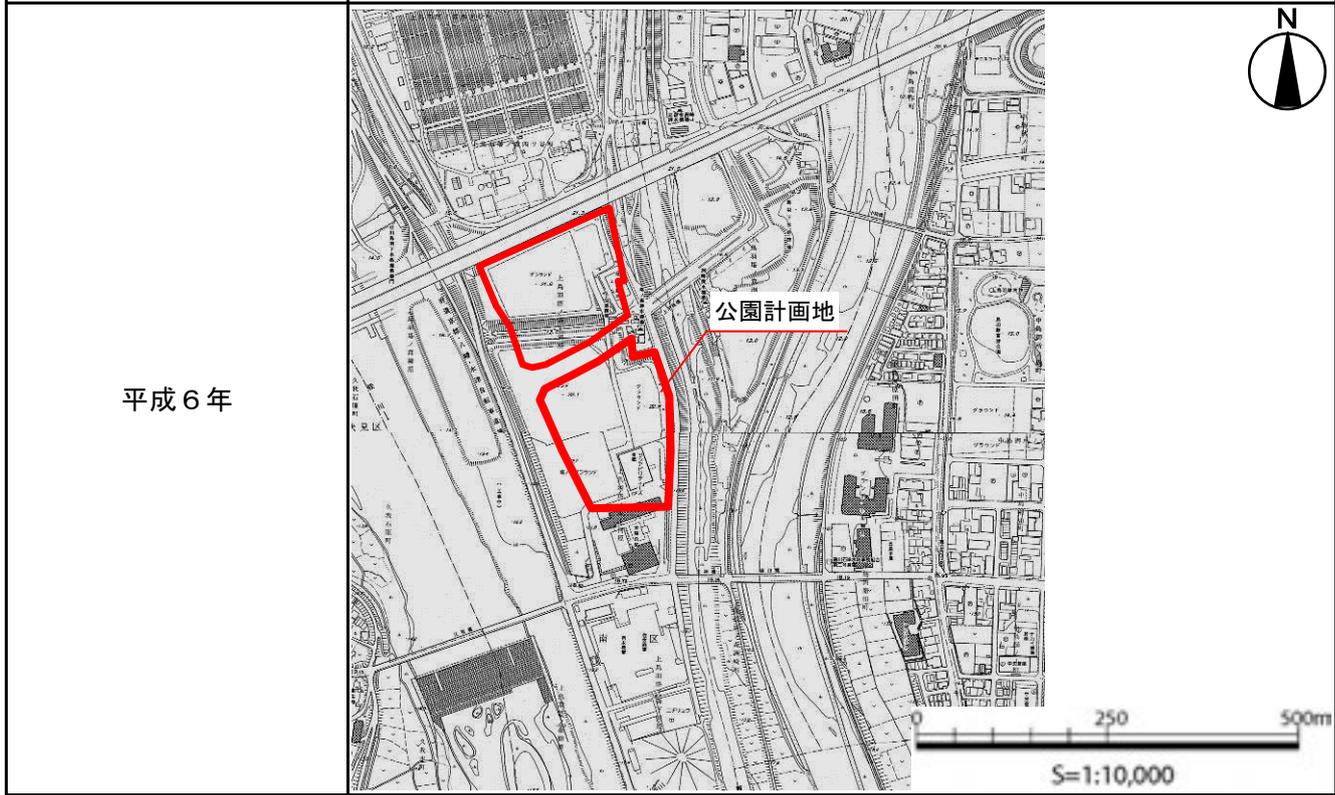
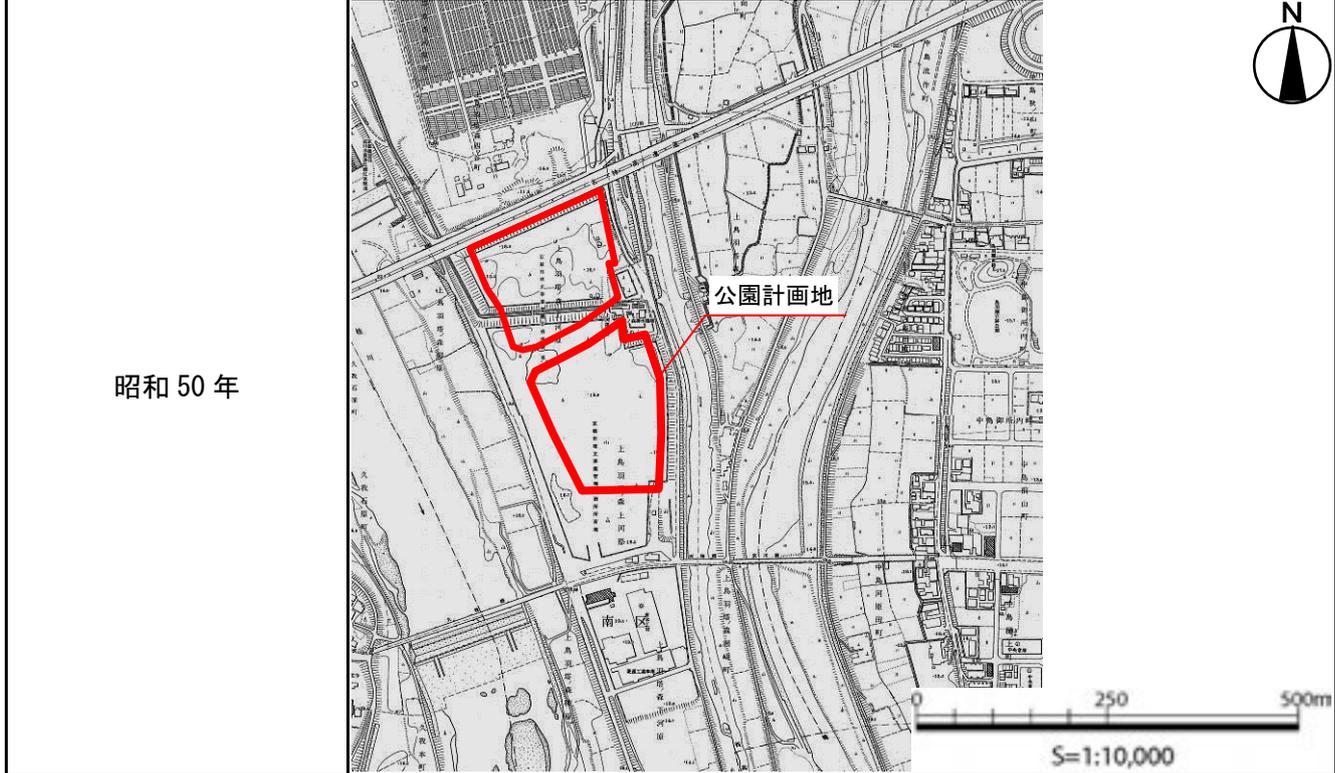
都市計画公園区域と未着手区域(1/5,000)



公園周辺の市街化の変遷 昭和50年の地図では、周辺地域において鳥羽下水処理場以外は大部分が農地となっている。平成6年の地図では、周辺地域において、宅地化が進んでいる。

現在人口及び人口密度（誘致圏内の概ねの値） 人口：10,362人、面積：345.1ha、人口密度30.0人/ha
 （誘致圏を構成する概ねの町別（32町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）
 誘致圏域（314.0ha）に換算した人口：9,428人

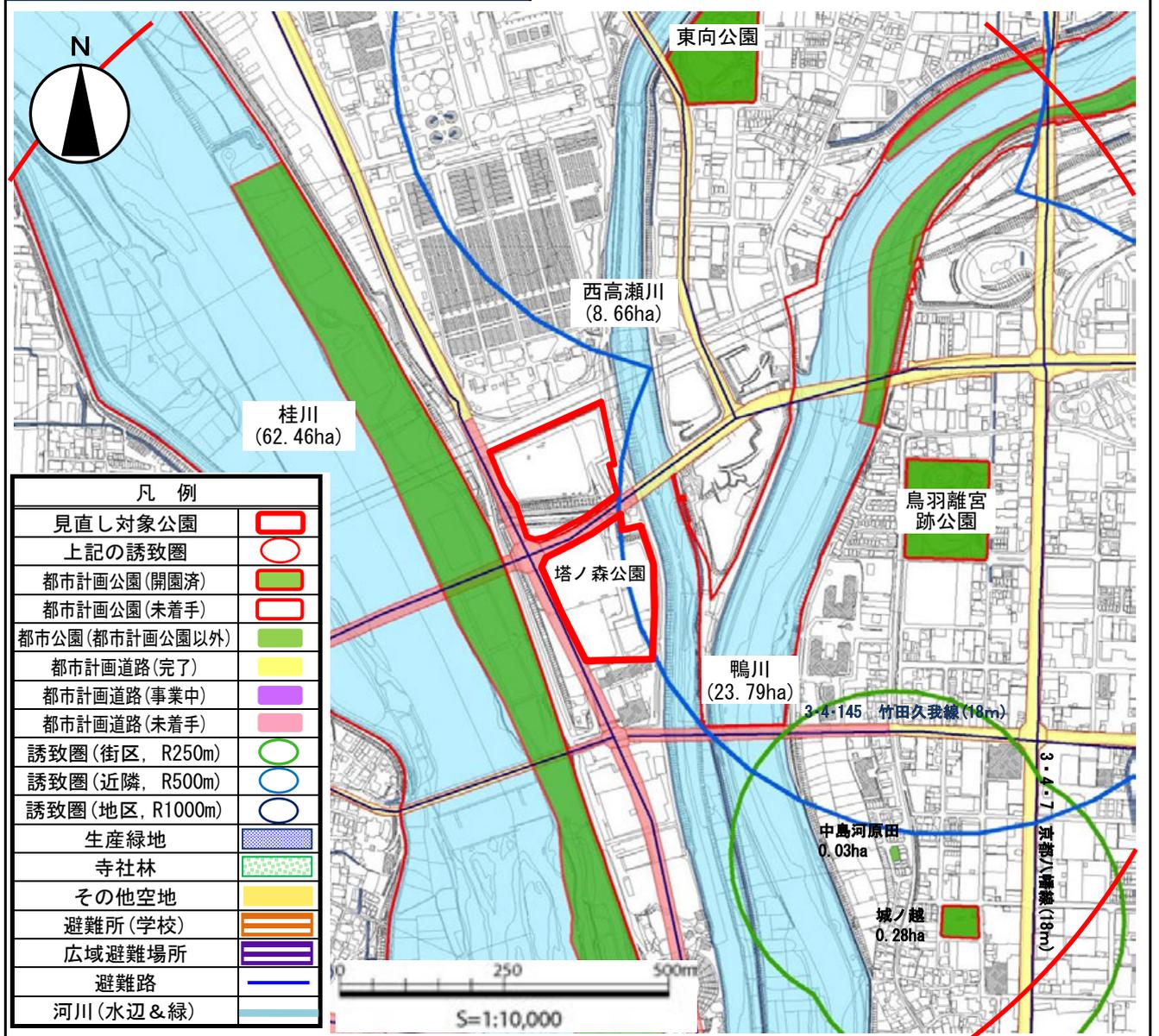
市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内 (小計: 3.8ha)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽離宮跡公園 (1.9ha, 500m東) 東向公園 (1.9ha, 800m北)
	その他緑地	誘致圏内 (小計: 18.77ha)	<ul style="list-style-type: none"> 桂川 (62.46haのうち開園部分は15.76ha) 鴨川 (23.79haのうち開園部分は3.01ha)
	その他空地	誘致圏内 (小計: 13.48ha)	<ul style="list-style-type: none"> 西高瀬川 (8.66ha) 塔ノ森グラウンド (1.56ha+3.26ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	下鳥羽公園, 塔南高校グラウンド
	避難所	—
	避難路	吉祥院下鳥羽線 (22m, 南北 (未着手)), 羽束師墨染線 (25m, 東西 (未着手)), 竹田久我線 (18m, 東西 (未着手))

周辺の都市公園等と防災面の状況 (1/10,000) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.7

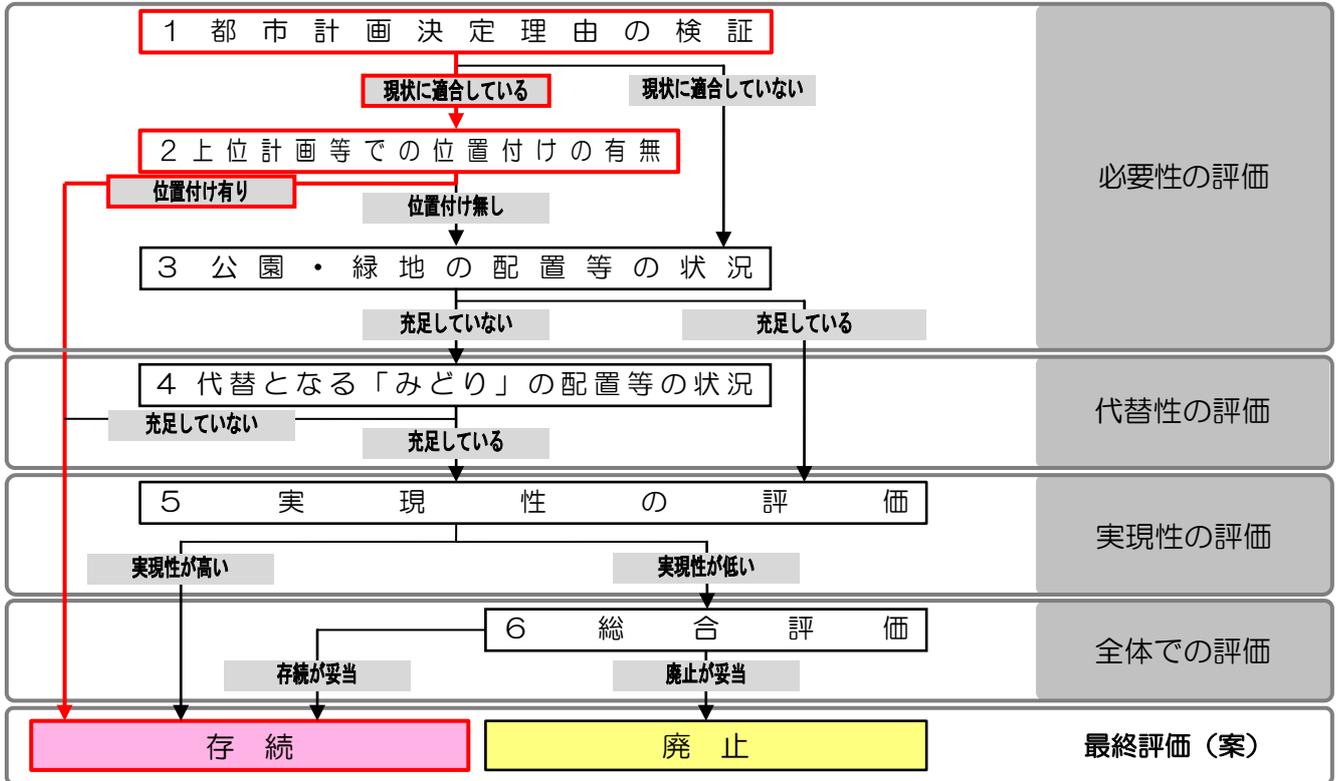
公園・緑地の評価調書

4・3・282 淀城跡公園

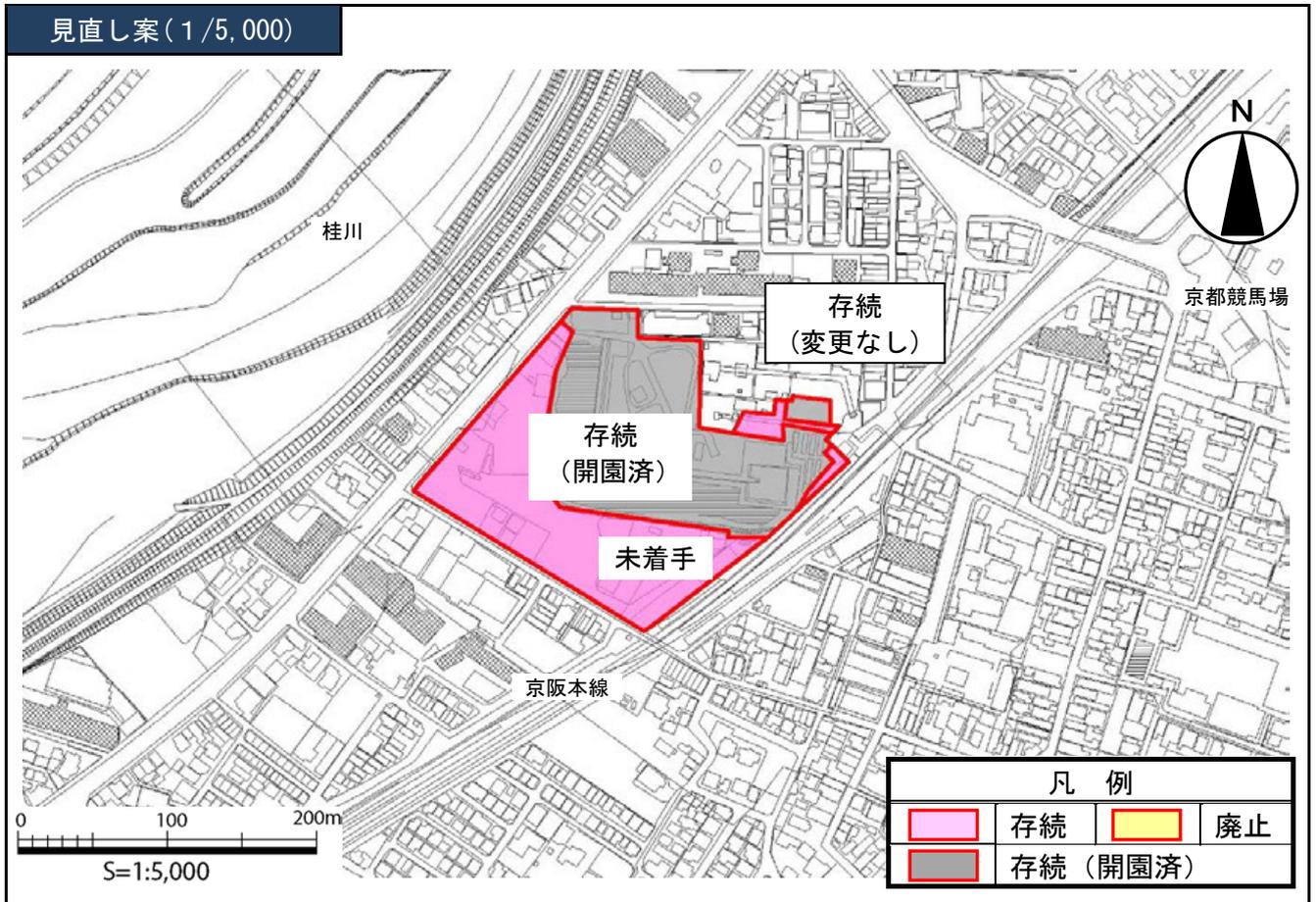
(平成25年1月21日)

淀城跡公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は7 淀城跡-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由(淀城跡を歴史的財産として保全するとともに、文化交流の場、歴史的観光レクリエーション資源、集客と賑わいの空間等の創出)は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け有り	「淀城跡公園再整備基本構想」(平成13年1月策定)により、現在未着手部分である淀城跡南側1.7haを拡張する都市計画決定がなされた。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 他の地区公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、地区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=6.8㎡/人\geq5㎡/人 ※誘致圏の公園・緑地面積:8.72ha(総合公園5.25ha,地区公園1.7ha,街区公園0.97ha,緑地0.8ha)÷誘致圏の人口:12,767人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・桂川・宇治川(環境保全、景観形成、レクリエーション、防災) ・京都競馬場(レクリエーション、防災)</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=84.3㎡/人\geq5㎡/人 ※代替となる「みどり」の面積:107.62ha(上記公園・緑地,桂川55.2ha,京都競馬場28.4ha,宇治川15.3ha)÷誘致圏の人口:12,767人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響は少ない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 業務施設,倉庫,集合住宅,鉄道施設(列車区分室)</p> <p><関連事業の状況> 京阪本線淀駅付近立体交差化事業</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 一定用地買収が行われていることから、実現性は高いと判断する。 一定用地買収が行われていることから、実現性が高いと判断する。</p>
6 総合評価	—	—

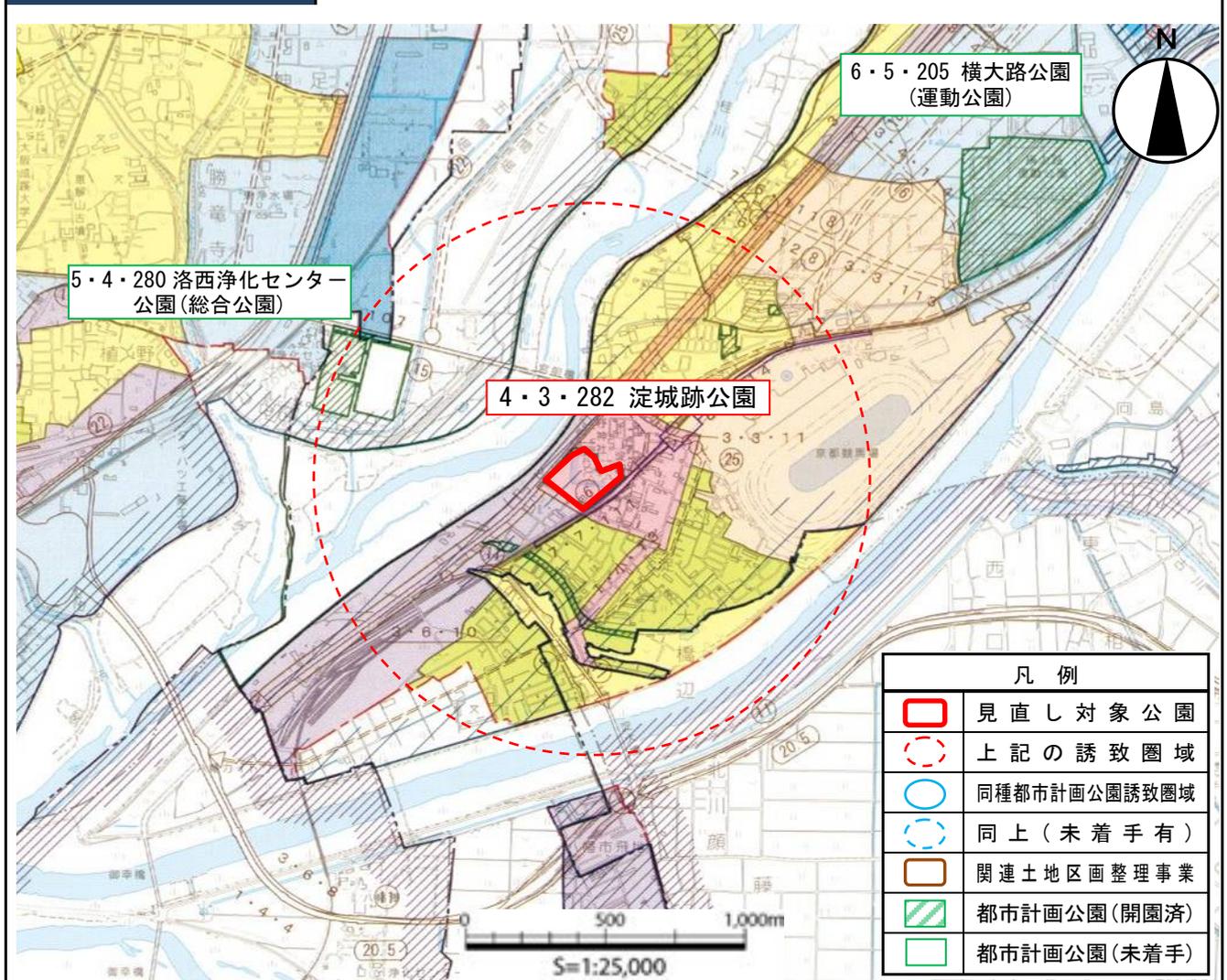
※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続(変更なし) (3.4ha \Rightarrow 3.4ha)
評価内容	「淀城跡公園再整備基本構想」(平成13年1月策定)において、現在未着手部分である淀城跡南側1.7haを拡張する都市計画決定がなされ、一定用地買収が行われていることから、未着手区域は存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	淀城跡公園（よどじょうあとこうえん）	都市計画番号	4・3・282
公園位置	伏見区淀本町他	公園種別	地区公園
都市計画決定告示（当初）	平成13年9月11日	区域面積（当初）	3.4ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	10年
都市計画決定理由等	本都市計画は、当該地域の遺跡である淀城跡を歴史的財産として保全するとともに、文化交流の場、歴史的観光レクリエーション資源、集客と賑わいの空間等を創出することを目的として、都市計画公園淀城跡公園を追加し、都市計画公園の機能を効果的に発揮させるとともに、適正な配置の実現を図ろうとするものである。		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	3.4ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	近隣商業地域（300%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	有：「淀城跡公園再整備基本構想」（平成13年1月）		
地域防災計画	位置付けなし		
位置図（1/25,000）	（淀城跡公園の誘致圏域と周辺における同種（地区公園）都市計画公園の誘致圏域）		



開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和43年3月31日
------	-------	---------	------------

現在の開園面積	1.7ha	未着手面積	1.7ha(未着手率:50.0%)
---------	-------	-------	-------------------

整備の経過と現在の状況	淀城は城郭に伴う再建造物はないが、本丸や石垣を利用した淀城跡公園が昭和43年に開園(1.7ha)した。その後、京阪電車淀駅高架化事業に伴い学識経験者、地域住民、行政担当者から構成される委員会によって「淀城跡公園再整備基本構想」(平成13年1月)が策定され、現在の公園の南側1.7haを拡張し、3.4haの区域で都市計画決定がなされた。 施設の現況:園路、内堀、休憩施設等
-------------	--

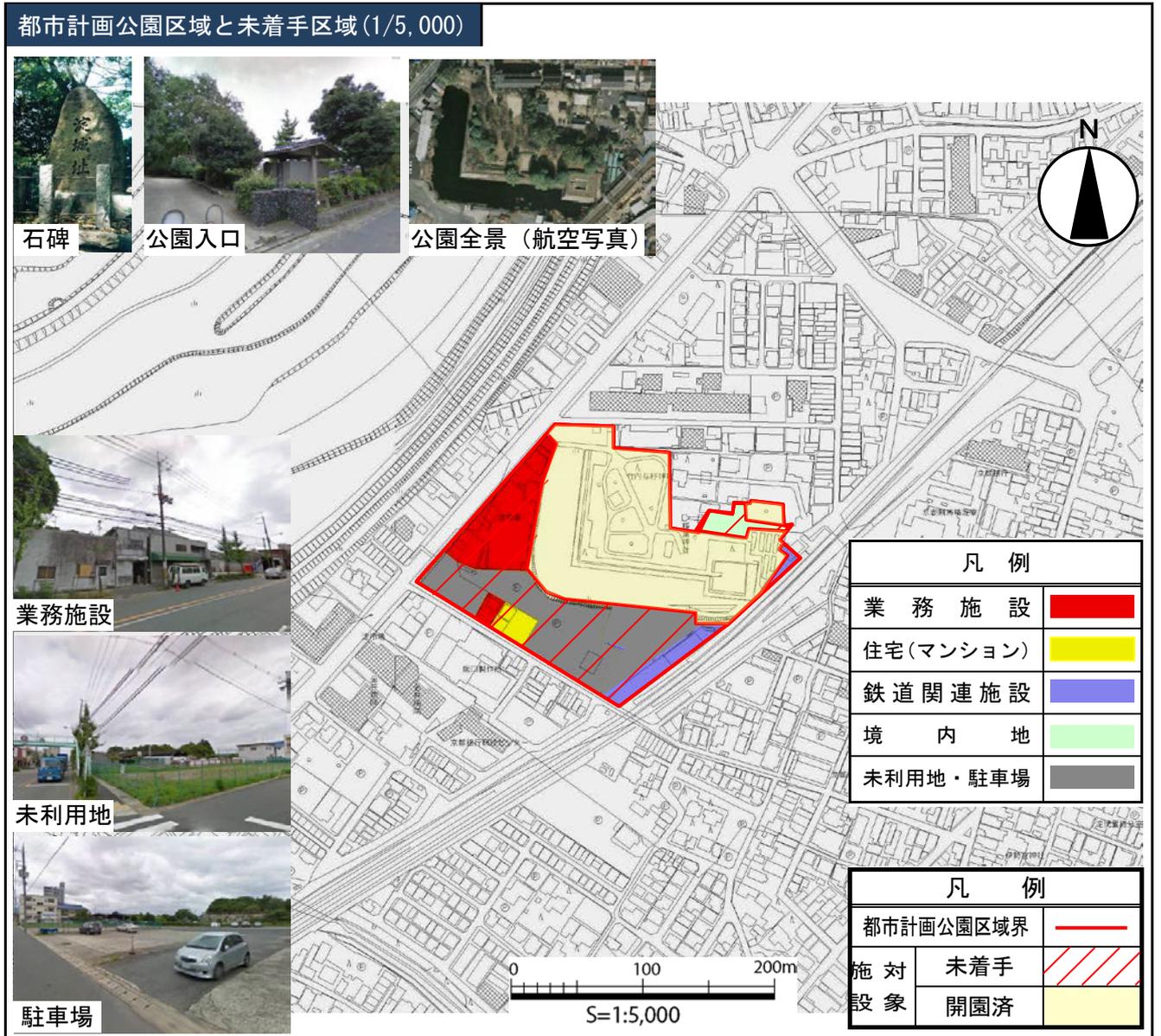
未着手部分の土地利用	業務施設、倉庫、集合住宅、鉄道施設(列車区分室)、駐車場、未利用地
------------	-----------------------------------

樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

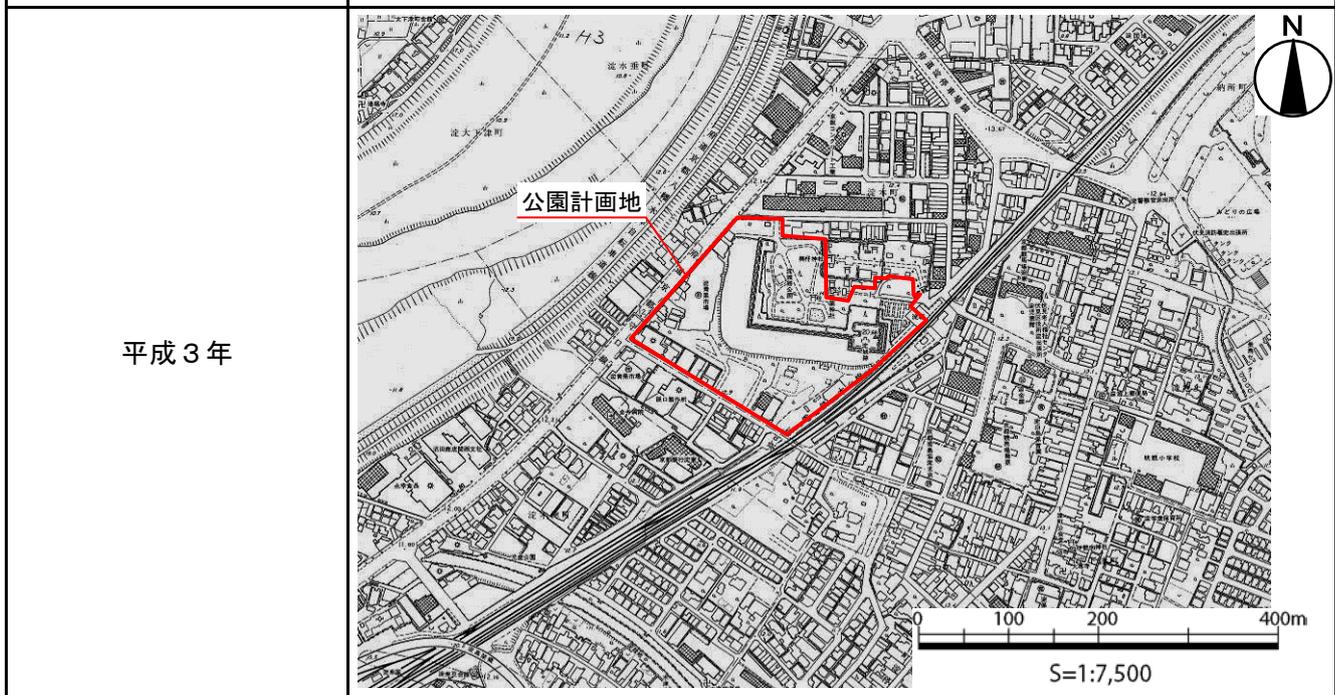
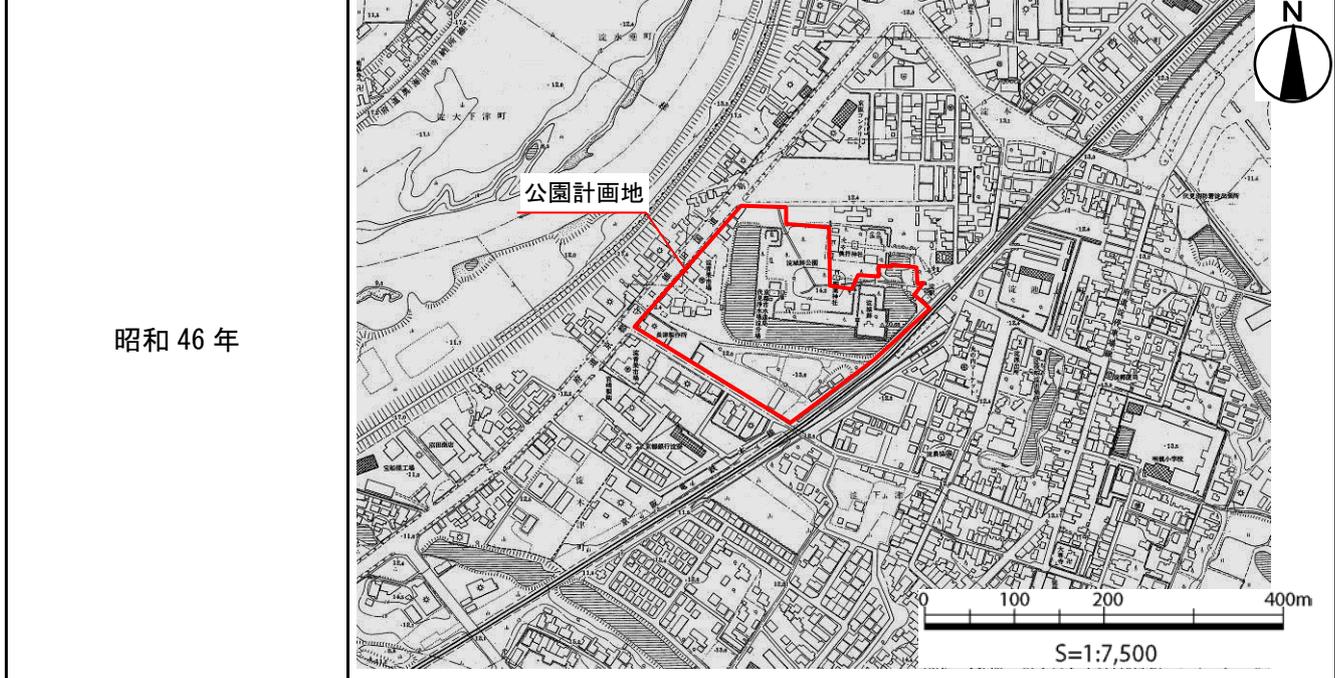
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



公園周辺の市街化の変遷 昭和46年の地図では、既に公園は開園しており（公園設置：昭和43年）、公園の周辺地域は市街地が形成されている。

現在人口及び人口密度（誘致圏内の町丁目人口） 人口：13,710人、面積：337.2ha、人口密度40.7人/ha
 （誘致圏を構成する概ねの町別（15町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）
誘致圏域（314.0ha）に換算した人口：12,767人

市街化の変遷図 1/7,500



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内 (小計: 6.95ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 洛西浄化センター公園(府管理, 5.68haのうち5.25ha, 約1km西) ・(都) 淀城跡公園(1.7ha, 開園部分)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.97ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 納所公園(0.48ha, 800m北東) ・(都) 下野公園(0.12ha, 900m北東) ・淀下津公園(0.06ha, 500m南東) ・淀新町公園(0.03ha, 500m南) ・水垂公園(0.1ha, 800m北西) ・大下津公園(0.05ha, 500m南) ・薬師堂西 ・薬師堂南 ・薬師堂北 ・淀木津 ・下津
	その他緑地	誘致圏内 (小計: 0.8ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 桂川緑地(55.2haのうち開園部分は0ha) ・(都) 淀緑地(0.8ha)
	その他空地	誘致圏内 (小計: 43.7ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治川(15.3ha) ・京都競馬場(28.4ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	京都競馬場駐車場(1km北東), 横大路公園
	避難所	納所小学校, 明親小学校
	避難路	(都) 京都八幡線(18m, 南北), (都) 三栖淀線(16m, 南北(未着手)), (都) 淀駅前線(25m, 東西(事業中))



No.8

公園・緑地の評価調書

10 唐橋西寺児童公園

(平成25年1月21日)

唐橋西寺児童公園の見直し方針

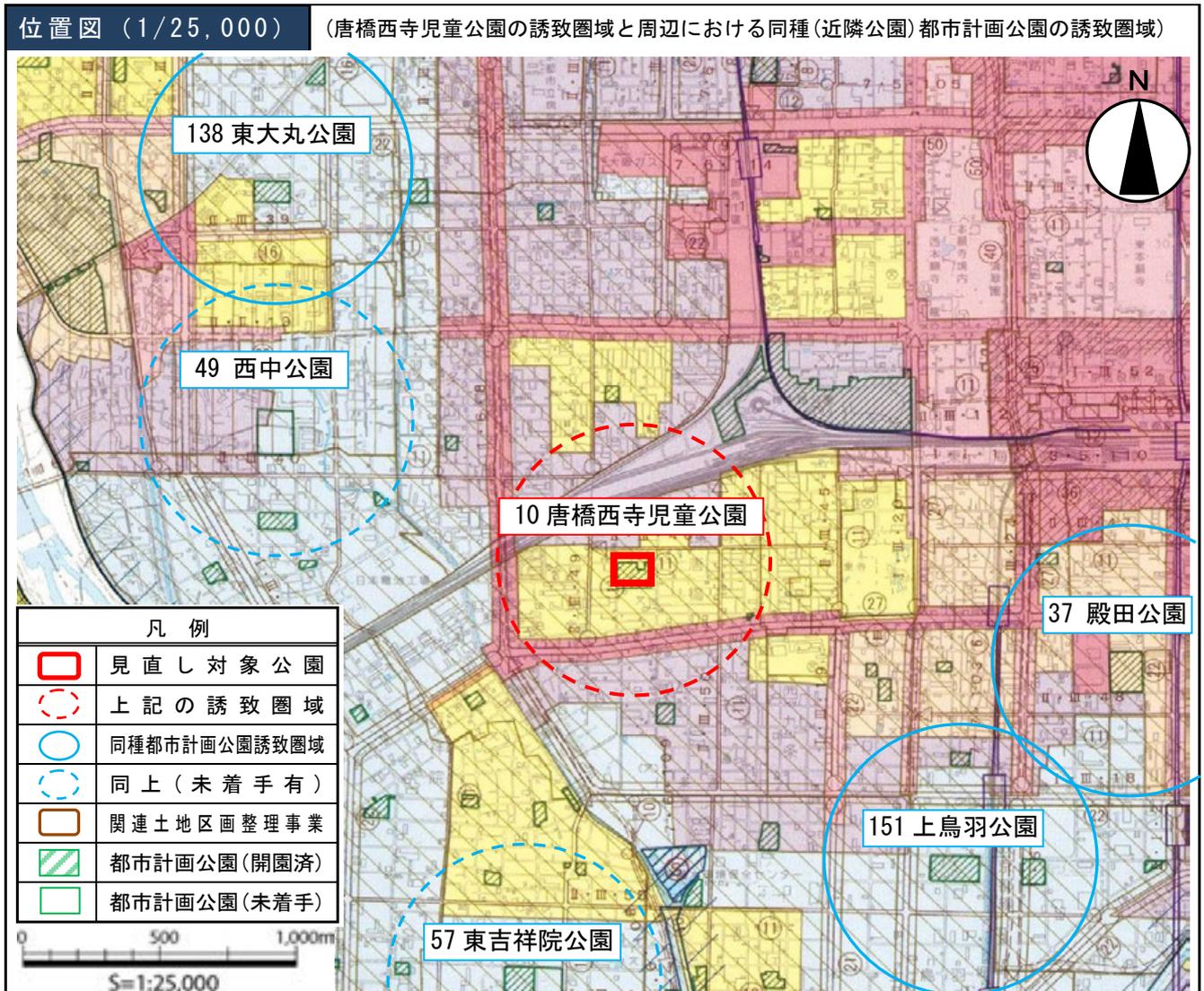
1. 見直し案

計画面積の 1.15ha が開園面積 1.04ha と整合していないのは、公園中央にある遺跡部分が開園扱いとなっていないためであるが、実態として全域開園済であり、都市計画の変更は必要ない。



2. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	唐橋西寺児童公園(からはしさ いじじどうこうえん)	都市計画番号	10
公園位置	南区唐橋西寺町	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示(当初)	昭和12年2月1日	区域面積(当初)	1.15ha
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	75年
都市計画決定理由等	京都市の発展に伴い児童の慰楽に供する公園施設の整備は急務なるを以て 土地区画整理の施行により敷地の提供ありたるもの六箇所を都市計画児童公園 として決定せんとするものなり。 ※時代背景：第二次世界大戦		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(10号)	区域面積(最終)	1.15ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 (容積率)	第一種住居地域 (200%)
都市計画施設等	—		
上位計画等での 位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



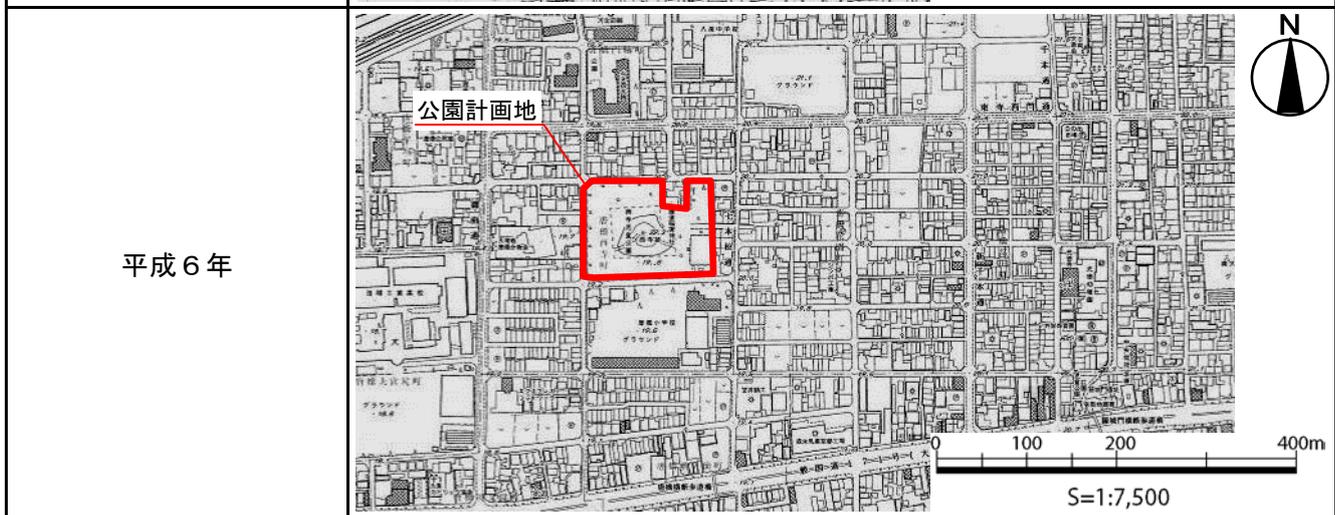
開園状況	実態として全域開園済	公園設置年月日	昭和12年5月22日
現在の開園面積	1.04ha	未着手面積	0.11ha(未着手率:9.6%)
整備の経過と現在の状況	西寺地区土地区画整理事業区域内にあり、都市計画決定の後、同年に整備・開園された。 施設の現況：広場、滑り台、砂場、ブランコ、遺跡(西寺跡)等		
未着手部分の土地利用	実態として全域開園済(公園中央部の遺跡部分が開園扱いでない)		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	なし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合がある。(都市計画決定面積は1.15haで、全域での開園済面積が1.04haであることから、開園済面積には中央部の遺跡部分がカウントされていない。)		



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、既に唐橋西寺児童公園は整備されており(公園設置：昭和12年)、公園の周辺地域は市街地が形成されている。

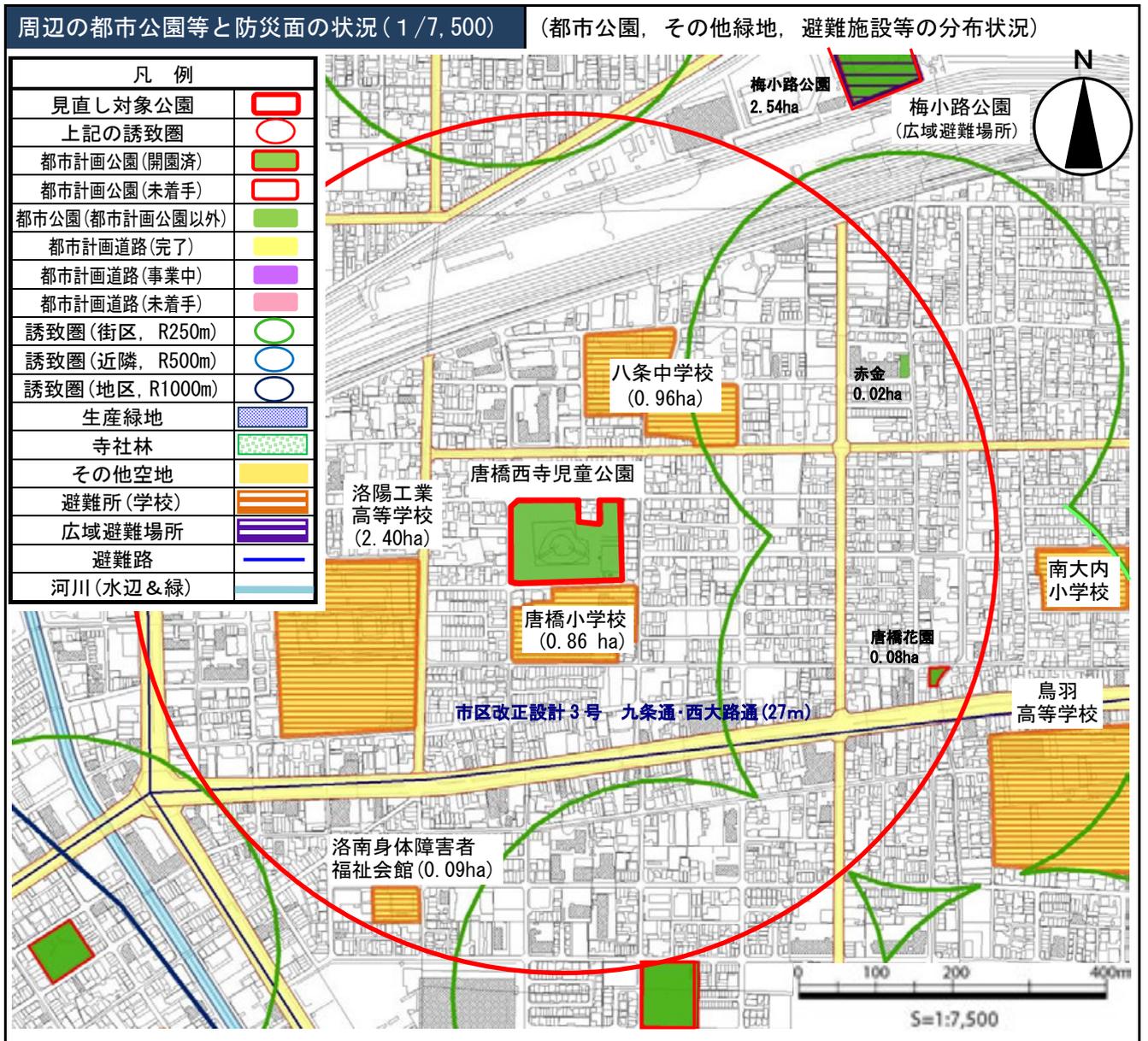
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：9,386人、面積：74.0ha、人口密度126.8人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(16町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：9,957人

市街化の変遷図 1/7,500



都市公園等の 配置状況	近隣公園 以上	誘致圏内	・(都)唐橋西寺児童公園(1.04ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)梅小路公園(総合公園, 10.5ha, 600m北東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.05ha)	・(都)唐橋花園公園(0.03ha, 400m東)
		誘致圏外	・赤金公園(0.02ha, 400m東) ・(都)琵琶塚公園(0.49ha, 500m南) ・(都)吉祥院公園(0.30ha, 700m南西)
その他緑地	誘致圏内	—	
その他空地	誘致圏内 (小計: 4.31ha)	・唐橋小学校(0.86ha) ・八条中学校(0.96ha) ・洛陽工業高等学校(2.40ha) ・洛南身体障害者福祉会館(0.09ha)	

避難施設等の 分布状況	広域避難場所	梅小路公園(600m北)
	避難所	唐橋小学校, 八条中学校, 洛陽工業高等学校等: 誘致圏域内
	避難路	(都)九条通(27m, 東西方向), 西大路通(27m, 南北方向)



No.9

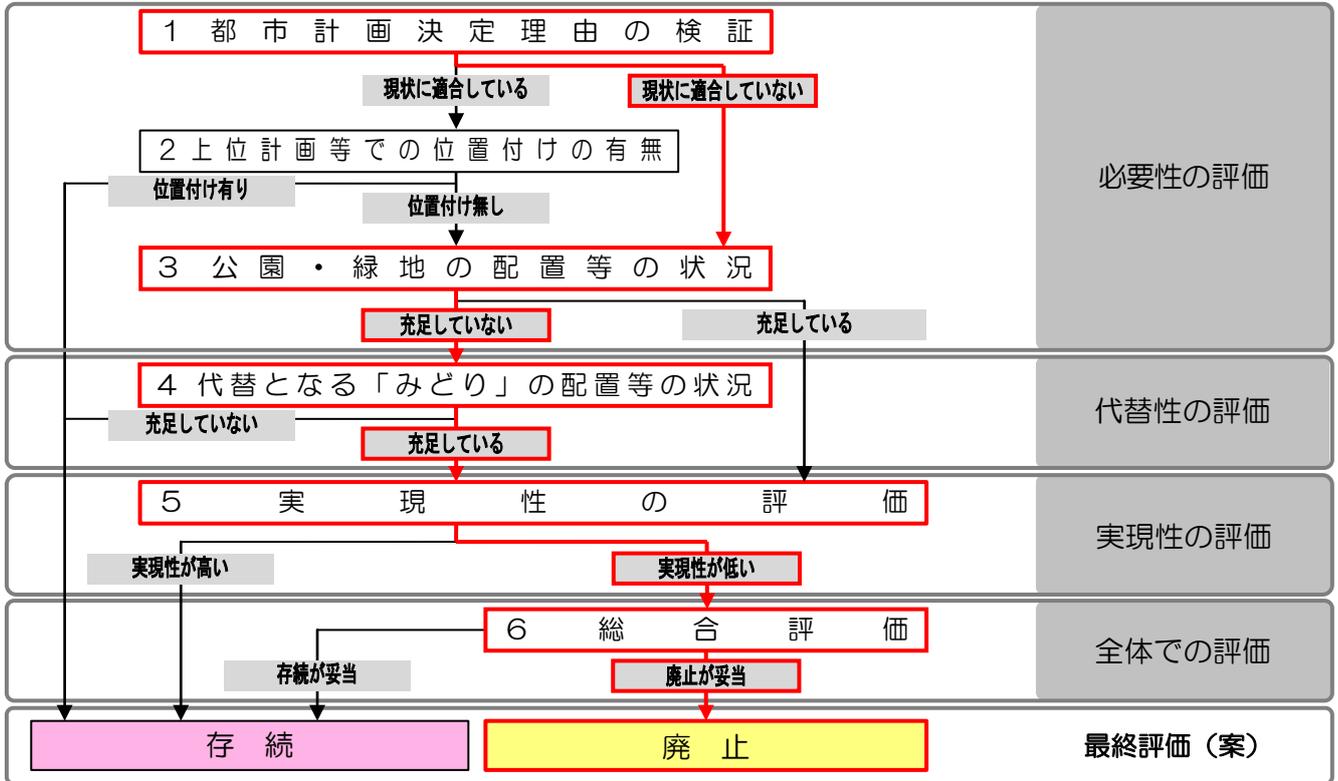
公園・緑地の評価調書

38 太秦公園

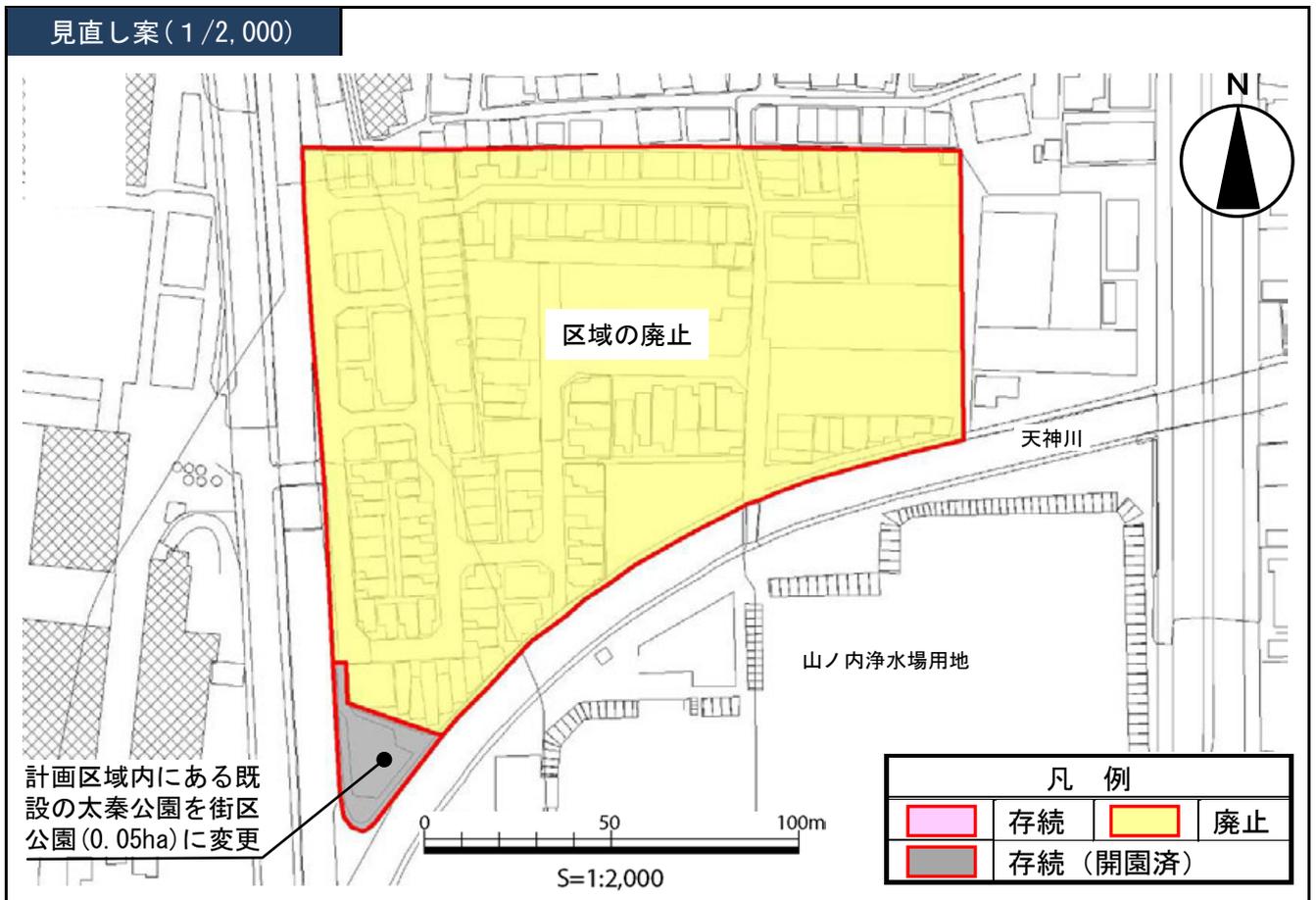
(平成25年1月21日)

太秦公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は9太秦-2頁の「3. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 他の近隣公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.87 m²/人 ≤ 5m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.83ha（街区公園 0.83ha）÷誘致圏の人口：9,491人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御室川・天神川（環境保全、景観形成、防災） ・蚕ノ社（環境保全、景観形成、防災） ・地下鉄東西線太秦天神川駅前広場・右京区総合庁舎（環境保全、景観形成、防災） ・安井小学校（防災） <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.52 m²/人 ≥ 5m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：6.19ha（上記公園・緑地、御室川・天神川 1.8ha、蚕ノ社 1.2ha、地下鉄東西線太秦天神川駅前広場 0.42ha、右京区総合庁舎 0.43ha、安井小学校 0.98ha）÷誘致圏の人口：9,491人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約120戸）を買収する必要があり、既存の住宅地におけるコミュニティの存続への影響がある。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 住宅地（約120戸）、畑、駐車場</p> <p><関連事業の状況> 太子地区土地区画整理事業区域内にあるが、見直し対象地区となっている。 山ノ内浄水場用地については、大学（京都学園大学）が設置されることとなった。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の買収となると、権利者の合意形成等により、事業の長期化が推定される。</p> <p>住宅地は買収が必要であり、既存コミュニティ存続への影響及び権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として西院公園・デルタ自動車四条教習所、島津製作所三条工場グラウンドが近接していることから、計画区域から未着手区域を削除しても防災上の問題はない。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (1.85ha⇒0.05ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として西院公園・デルタ自動車四条教習所等が近接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既存の太秦公園をもって街区公園に変更する。

3. 公園の概要

公園名称（ひらがな）	太秦公園（うずまさこうえん）	都市計画番号	38																
公園位置	右京区太秦安井西沢町他 38	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和 16 年 3 月 25 日	区域面積（当初）	1.85ha																
事業認可	昭和 16 年 3 月 25 日：1.85ha	経過年数（平成 24 年 3 月 31 基準）	71 年																
都市計画決定理由 及び時代背景	<p>京都市においては近時産業上の施設拡充により人口益々集中の勢にあり市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設等の整備は緊急を要するものあるを以て都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり（西院公園，三栖公園と同時決定）</p> <p>※防空緑地として計画決定</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p>																		
都市計画決定告示（最終）	昭和 30 年 5 月 27 日（38 号）	区域面積（最終）	1.85ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 （容積率）	第一種住居地域 （200%）																
都市計画施設等	太子地区土地区画整理事業区域内（未着手部）																		
上位計画等での 位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図（1/25,000）	（太秦公園の誘致圏域と周辺における同種公園（近隣公園）の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	平成12年10月5日
------	-------	---------	------------

現在の開園面積	0.05ha	未着手面積	1.80ha(未着手率:97.3%)
---------	--------	-------	--------------------

整備の経過と現在の状況	<p>昭和16年に防空緑地として決定し、一度は用地が確保されたが、戦時中、食料事情により耕作地としていたため、戦後、自作農創設特別措置法(農地改革, 昭和21年)の対象となり、政府が買収して耕作者に売り渡されたと推定される。</p> <p>その後宅地化が進行し、開園区域(0.05ha)は開発行為により設置されている。</p> <p>施設の現況: 滑り台, ブランコ, 鉄棒, 砂場等</p>
-------------	--

未着手部分の土地利用等	未着手部分の半分以上が住宅団地として開発済であり、多くの戸建て住宅(木造2階建, 約120戸)が立地している。その他は畑と駐車場である。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 建物補償	未着手部分1.8haのうち民有地1.6ha 物件数: 122棟(大部分が専用住宅)

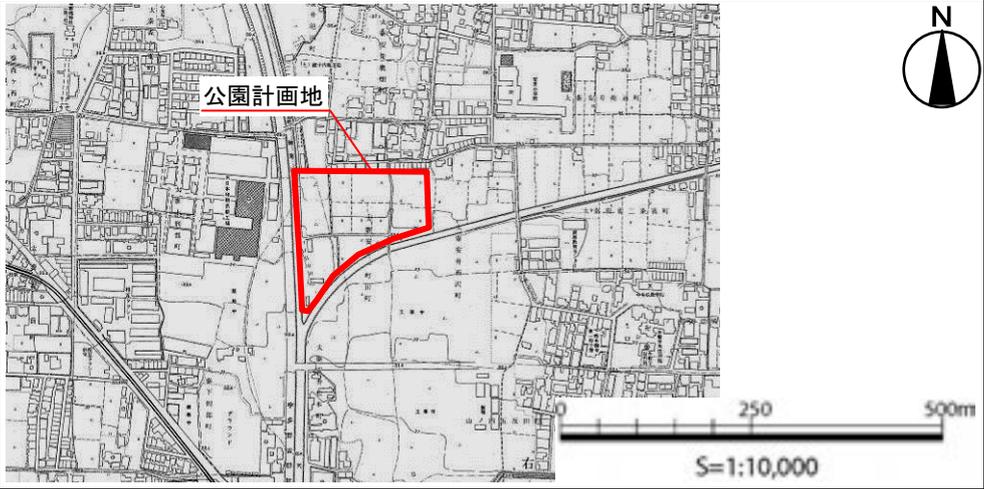
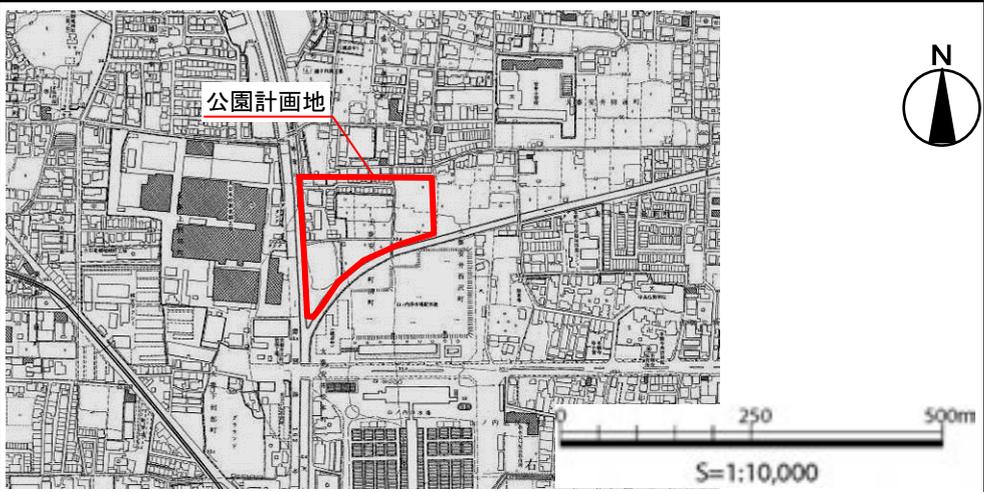
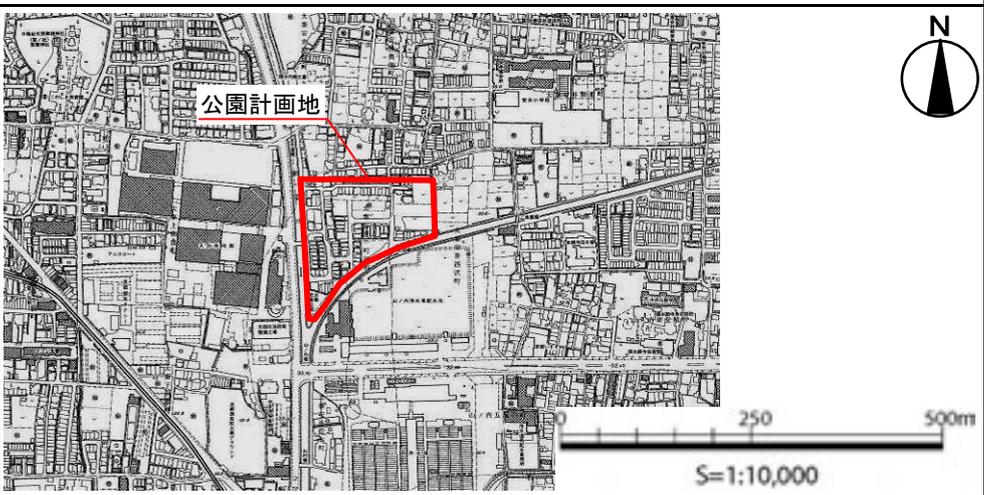
樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



<p>公園周辺の市街化の変遷</p>	<p>昭和38年の地図では、計画区域は周辺を含めて一団の農地であるが、昭和52年の地図では、計画区域の一部が宅地化し、隣接して山ノ内浄水場が設置されている。平成元年の地図では、ほぼ計画区域全域が宅地化されている。</p>
<p>現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)</p>	<p>人口：10,035人、面積：83.0ha、人口密度120.9人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(20町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：9,491人</p>
<p>市街化の変遷図</p>	<p>1/10,000</p>
<p>昭和38年</p>	
<p>昭和52年</p>	
<p>平成元年</p>	

都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	—
		誘致圏外	—
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.83ha)	・(都)太秦公園(0.05ha, 開園部分) ・太秦安井公園(0.68haのうち0.60ha, 400m北) ・太秦下刑部公園(0.16ha, 300m南西) ・太秦下角田公園(0.02ha, 400m南西)
		誘致圏外	・千石荘公園(0.38ha, 600m南西)等
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計: 11.16ha)	・御室川及び天神川(1.8ha) ・蚕ノ社(1.28haのうち1.20ha, 400m西) ・地下鉄東西線太秦天神川駅前広場(0.42ha) ・右京区総合庁舎(0.96ha) ・山の内浄水場用地(5.8ha)の整備構想(大学誘致等) ・安井小学校(0.98ha, 避難所)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	島津製作所三条工場グラウンド(900m東) 西院公園・デルタ自動車四条教習所(1000m北)
	避難所	安井小学校(300m東): 誘致圏域内
	避難路	(都)御池通(22m, 東西方向), 葛野大路(27m, 南北方向)

